令和5年度 第1回 大牟田市健康福祉推進会議 摘録

開催日時:令和5年6月2日(金)14:30~16:30

会 場:大牟田市役所 保健センター「らふる」3階 会議室

出席委員:堺委員、村山委員、鴨打委員、西坂委員、近藤委員、大迫委員、

西山委員、大場委員、古賀委員、井田委員、橋口委員、奥園委員、 三浦委員、永江委員、坂井委員、小堺委員、奥薗委員、伊藤委員、

跡部委員、永岡委員(代理出席)、山中委員、叶委員

欠席委員:藤原委員、松尾委員、嶋田委員

事務局:保健福祉部長中村、福祉課長大曲、福祉課総合相談担当課長松枝、

福祉課障害福祉担当課長 鷹尾、福祉課介護保険担当課長 龍、 福祉課主査 三好、健康づくり課主査 宿利、同課主査 徳永、

福祉課 甲斐田、野田、鶴、藤

大牟田未来共創センター理事 原口、理事 梅本

概 要:以下のとおり

1. 委嘱状交付

…委員に対し、委嘱状を交付した。

2. 市長あいさつ

…市長より挨拶を行った。

3. 委員紹介

…事務局より委員25名の紹介を行った。

4. 会 議

(1)会長及び副会長選出

…立候補及び推薦はなかったため、事務局案として「会長:村山委員、副会長: 松尾委員」を提案し、承認された。

(2) 大牟田市健康福祉総合計画について

…会議資料「大牟田市健康福祉総合計画について」に基づき、事務局より説明を 行った。

※(2)終了後、下記のとおり質疑応答・意見交換が行われた。 〈質疑応答・意見交換〉

〇議長

計画策定時に委員でおられた方も、新しい委員もいらっしゃるので、本年度何をするのかなど、この計画についての共通の認識を作っていきたい。9つの計画が1つになっており複雑でもあるので、何かご質問や確認したいことなどあれば。

〇委員

重点取組の中に「合理的配慮の推進」とあるが、合理的配慮とは個々の様々な障壁・ ニーズに対応していくことである。計画内で示された8つの重点取組みは、横断的に、 障害のある人・高齢者・子どもなど、すべての人が対象に含まれているという認識で よいか。

〇事務局

ライフステージや様々な世代、色々な状態にある人すべてに対応できる態勢の計画に していきたい。

〇議長

この計画は6年間の計画であり、令和3年度から今年で3年目となるが、計画の中には法律で3年ごとに内容を見直していくことが決まっているものがあり、9つのうち、障害福祉計画・障害児福祉計画、介護保険事業計画が該当する。式次第にもあるように、障害福祉計画・障害児福祉計画、介護保険事業計画について、本年度見直していくこととなる。

(3) 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について

…会議資料「障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について」に基づき、事務局 より説明を行った。

※(3)終了後、下記のとおり質疑応答・意見交換が行われた。
〈質疑応答・意見交換〉

○委員

資料7ページの4. 成果目標の①施設入所者の地域生活への移行について、地域移行者数が令和4年度末施設入所者数の6%以上に、施設入所者数が5%以上削減となっているが、大牟田市でこれをやっていて無理がないのか。自分自身もグループホームでお手伝いなどしている中で、難しいと感じている。

〇事務局

成果目標というのは全国一律、どこの市町村もこの数値。前の計画(R元年度実績)では、地域移行者数に関しては目標値22人に対して実績値7人(達成率31.8%)ということで、目標を達成できていない。施設入所者数削減に関しては、目標値5人に対して実績値11人(達成率220%)となった。目標に近付く努力はしていくが、なかなかそうはいかない現実がある。地域生活への移行は、施設からグループホーム、もしくは個人宅などであるが、目標は必ずしも達成できるわけではない。

〇委員

大牟田市では国のこの目標値が無理では無いのか。地域移行することが本当にいいのか、施設入所がいい人もいるのではないのか。施設入所者が地域に移行して地域の人たちと関わっていくことが狙いであろうが、目標を達成する云々ではなく、国が定めている目標の「地域移行」が、障害のある人にとって本当に幸せなことなのかと疑問に感じることが多い。せっかくこういった計画を作るのなら、国や県に対して「大牟田ではこういう状況なので、そういった目標は良くないのではないか。もう少し違っ

た視点から、障害者への自立を促す方法を考えていく方がいいのではないか。」と誰かが申し立てるなどしたほうが良いのではないか。

〇事務局

たしかに、施設に入っている方々すべてが地域に行くほうがいいということはなく、 施設で暮らしたほうが生活上望ましいという場合も多々あると思う。「地域移行」に ついては、障害福祉計画が定められた当初から書かれていたものなのではないかと思 う。数十年前はサービスも少なく、施設しかサービスを受けるところがないために、 本来なら施設に入らなくてもいいが入らざるを得ないという状態の人が多数いて、そ ういった方々は地域で生活された方が幸せなのではないかというところから、「地域 移行」が目的として定められたと認識している。地域での暮らしが難しい人まで移行 させることを目標にしているものではないと思うので、実態と合わせて進めていきた い。ただ、この目標の考え方もずっと続くものではないと思っている。

〇委員

障害者権利条約の国連勧告により所見が公表された。基本的には入所施設はないほうがいい、権利条約を守るのであれば「入所施設はやめなさい」という考え方。方向的に、施設入所よりもグループホーム、グループホームよりも一人暮らしのほうが、当事者の自由度は高まる。重度の人たちがそれを自分自身で選択できるとこまでもっていく。「ここにかかるしかない」という状態はよろしくない。せめて選択肢を提示できることが大事かと思う。そうなるには在宅サービスが充実しないといけない。たとえば重度の人を見ることができるヘルパーが増えれば(サービスが保障されれば)より自由度の高い一人暮らしもできうる。大牟田市だけの問題では無く国の制度に関わる部分もあるが、目指すべきは選択肢が出てくること。高齢者分野もそうだが福祉業界の人手不足も問題。制度が良くなっても住宅にサービスを提供できる人材がいるのか。所得(給与)水準を高めていかないと進まないのかなと思う。

〇委員

6%の削減というのは、数字であっても、そこに人間がいる。「当事者が選択できる」、 これが一番かとは思うが、選択ができない段階(精神的、身体的)の人がいるなかで 6%に足切りするというのは、どういう形で達成するのか、前回実績値の7人という のは、当事者が確実に判断して地域に移行されたのか。重圧がかかって無理矢理移行 されたのではないのかと心配になった。

〇事務局

数値は施設入所者が100人のうち7人が地域に行かれた、という数。どこのどういったサービスを受けるかは本人と事業所との契約になるので、当然、ご本人の意向で そうされたと聞いている。

〇議長

施設から地域に移行したいと望む人が、望み通り移行できるような地域の環境づくりが必要。目標達成のため強引に移行するものではなく、あくまでも国からの目標なので、達成できなかったからといってペナルティがあるわけでもない。そもそも「地域移行」をどう考えるのか、それを可能にするための在宅設備や人材も含めた地域の体制整備、環境づくりなど、重要な論点を出していただいた、今後の計画策定の議論に

活かしていきたい。

○委員

ヒアリングについては、「移行したいという意向があるが環境やサービスが整っておらず移行できなかった」などの状況があるのであればそういった話も含めてヒアリングを行って欲しい。

〇議長

計画本編とは別に、"別冊"(介護保険編、障害福祉編)がある。別冊にした理由は3年ごとに作り替えていく必要があるからだと思うが、いずれも地域づくりに関わるものだが、サービスなど数値目標が必要な項目を外に出している形となっている。今回はこの別冊の範囲内のみで収まる話なのか、それとも別冊の変更に伴って本編も見直す必要が出てくるのか。

○事務局

基本的には、法で決まっている障害福祉計画・障害児福祉計画、介護保険事業計画を 改めることになるが、進捗状況等を確認していく中で、少し改正が必要な項目などが 出てくるようであれば、本編をすべて変えるのは難しくなるが、一定の見直しが必要 な部分については考えていく必要がある。そのやり方をどうしていくかは今後検討さ せていただきたい。

〇委員

計画本編と目標値の設定という絡みが少なからず発生し、本編の進捗が別冊の目標値に繋がる・繋がらないということも出てくると思う。改めた別冊だけが一人歩きしないようにしていただきたい。

〇議長

この総合計画自体が初めての試みであり、3年間の部分と6年間の部分との調整は工夫が必要だと思う。事務局からは、まだ具体的な部分は決まっていないということだったが、今後説明等があるかと思う。

(4) 介護保険事業計画の策定について

…会議資料「介護保険事業計画の策定について」に基づき、事務局より説明を行った。

※(4)終了後、下記のとおり質疑応答・意見交換が行われた。
〈質疑応答・意見交換〉

○議長

サービス料の変動だけであれば別冊のみで収まると思うが、もう少し、地域の作り方などに関わる内容が出てくると、本編に関わってくるかと思う。

〇委員

条例の改正までする、とあったが、この条例とはどういったものか?

○事務局

介護保険の制度に対する全般的な部分、介護保険料については率、金額、納期限を載せている。

〇議長

老人福祉法の高齢者福祉計画は通常介護保険と一体的に策定と法律に書かれている。 高齢者福祉計画も3年に1回見直すことになるかと思うが、高齢者福祉計画も策定した、ということにしなくて大丈夫か。

○事務局

高齢者福祉計画の期間はなかったと思う。今までは一体的に作っていたが、必ずしも そうしなければならないというものではない。

(5) 部会の設置について

- ・地域密着型サービス専門部会
- …地域密着型サービス専門部会の設置について事務局より説明し、村山会長より 前回の専門部会の構成団体から選出されている大迫委員、松尾委員、西山委員、 井田委員、橋口委員の5名を指名し全員から承諾を得た。

5. その他

- (1) 次回以降の会議日程について
 - …事務局より今後のスケジュールについて事務連絡を行った。 今後は9月、1月に会議を開催する予定。

(以上)